

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則

平成 17 年 10 月 11 日

規則第 48 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成 17 年雲仙市条例第 53 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第 2 条 条例第 2 条第 1 号に規定する契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 事務用機器の賃貸借に伴う契約のうち、電子複写機の賃貸借契約及び保守契約、簡易印刷機の賃貸借契約及び保守契約その他これらに類する契約
 - (2) 情報処理機器の賃貸借契約及び保守契約その他これらに類する契約
 - (3) 事業用機材の賃貸借に伴う契約のうち、車両の賃貸借契約、事業用備品類の賃貸借契約その他これらに類する契約
 - (4) 庁舎その他市の施設の管理機器の賃貸借に伴う契約のうち、機械警備装置設置に伴う賃貸借契約、業務委託契約その他これらに類する契約
- 2 条例第 2 条第 3 号に規定する契約は、庁舎その他市の施設の維持管理及び保守点検業務委託契約、有人警備業務委託契約その他これらに類する契約とする。

(総務部長との協議)

第 3 条 長期継続契約を締結しようとするときは、あらかじめ総務部長と協議しなければならない。

附 則

この規則は、平成 17 年 10 月 11 日から施行する。

附 則(平成 18 年 6 月 30 日規則第 36 号)

この規則は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。